（第六面）
（単位：百万円）

ＣＲ３：信用リスク削減手法						
項番		イ	ロ	ハ	ニ	ホ
		非保全エクスポージャー	保全されたエクスポージャー	担保で保全されたエクスポージャー	保証で保全されたエクスポージャー	クレジット・デリバティブで保全されたエクスポージャー
1	貸出金					
2	有価証券（負債性のもの）					
3	その他オン・バランスシートの資産（負債性のもの）					
4	合計（１＋２＋３）					
5	うちデフォルトしたもの					

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、複数の資産及び取引を裏付けとするエクスポージャー（リスク・ウェイトを直接に判定することができないものをいう。）並びに信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第百六十七条の規定又は持株自己資本比率告示第百四十五条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

a　項番１「貸出金」の項には、貸借対照表又は連結貸借対照表における貸出金に含まれる資産を対象として計数を記載すること。

b　項番２「有価証券（負債性のもの）」の項には、貸借対照表又は連結貸借対照表における有価証券に含まれる資産のうち、負債性の商品に係る資産を対象に計数を記載すること。

c　項番３「その他オン・バランスシートの資産（負債性のもの）」の項には、貸借対照表又は連結貸借対照表における貸出金及び有価証券以外の資産のうち、負債性の商品に係る資産を対象に計数を記載すること（ただし、貸借対照表又は連結貸借対照表における支払承諾見返に含まれる資産、派生商品取引に係る資産及び特定取引勘定に属する資産を除く。）。

d　項番４「合計（１＋２＋３）」の項には、項番１から項番３までの項に計上される額の合計額を記載すること。

e　項番５「うちデフォルトしたもの」の項には、項番４「合計（１＋２＋３）」の項に記載されたエクスポージャーのうち、報告基準日時点においてデフォルト状態にある資産を対象として計数を記載すること。なお、デフォルト状態にある資産とは、標準的手法が適用される資産においては自己資本比率告示第七十一条第一項又は持株自己資本比率告示第四十九条第一項に規定する三月以上延滞エクスポージャー（自己資本比率告示第七十二条第一項又は持株自己資本比率告示第五十条第一項に規定するエクスポージャーを含む。また、自己資本比率告示第七十一条第三項及び第七十二条第三項の規定又は持株自己資本比率告示第四十九条第三項及び第五十条第三項の規定により延滞に係る基準として三月以上に代えて九十日超を用いている場合にあっては、元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として九十日超延滞している者に係るエクスポージャーをいう。）を、内部格付手法が適用される資産においてはデフォルト事由（自己資本比率告示第二百五条第一項又は持株自己資本比率告示第百八十三条第一項に規定するデフォルト事由をいう。以下この面において同じ。）が生じ、その後当該デフォルト事由が解消されていないエクスポージャーを指すものとする。

f　それぞれの項に含まれる対象資産が明確でない場合には、説明を付すこと。

g　イ欄からホ欄までには、引当金の控除後のエクスポージャー額を記載すること。

h　イ欄には、エクスポージャーの全部が、自金融機関の採用する手法（標準的手法又は内部格付手法）において有効とされる担保、保証又はクレジット・デリバティブ（信用リスク・アセットの額を算出するに当たり、信用リスク削減手法（自己資本比率告示第八十条第一項又は持株自己資本比率告示第五十八条第一項に規定する信用リスク削減手法をいう。以下この面において同じ。）として利用しない又は利用できないものを含む。）によって保全されていない場合には、当該エクスポージャーの額の合計額を記載すること。

i　ロ欄には、エクスポージャーの全額から、イ欄の額を控除した額を記載すること。

j　ハ欄からホ欄までには、エクスポージャーの一部又は全部が自金融機関の採用する手法（標準的手法又は内部格付手法）において有効とされる担保、保証又はクレジット・デリバティブ（信用リスク・アセットの額を算出するに当たり、信用リスク削減手法として利用しない又は利用できないものを除く。）によって保全されている額（エクスポージャーの額を超過する部分を除いたヘアカット考慮後の保全実行により回収が見込まれる額）を記載すること。

k　項番１から項番４までの項のイ欄及びロ欄の額は、それぞれ第四面の「オン・バランスシートの資産」の項番１から項番４までの項ニ欄の額と一致する。

l　この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。

m　この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。